

加盟店情報交換制度運営細則第4条に定める  
「利用者等の保護に欠ける行為の定義」について

作成：平成21年12月1日

改定：令和5年5月8日

施行：令和5年6月1日

< 1 > 不適正情報の提供 類型

①不実告知型

項目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1) 不実告知	<p>① すべての消費者取引において、勧誘に際して、別表 1 の事項について不実を告知すること (画面表示：不実告知：勧誘)</p>	<p>○ 勧誘とは、「購入者等の契約締結の意思の形成に影響を与える行為」をいう。 ○ 不実告知とは、虚偽の説明を行うこと、すなわち事実と異なることを告げる行為をいう。 ○ 「告げる」は、必ずしも口頭によることを必要とせず、書面や電子媒体など購入者等が実際にそれによって認識し得る方法による場合を含む。 ○ 加盟店が不実の告知をしていることを認識していなくても、告知内容が客観的に事実と異なっていると評価できる限り不実の告知に該当する。 ○ 契約締結段階で告知内容が実現するか否かを見通すことが不可能な場合であっても、告げている内容が客観的に事実と異なっていると評価できる限り不実の告知に該当する。 ○ 不実告知は、契約締結の有無を問わない。</p>	<p>〈商品の内容等に関する事例〉 ○ 商品の品質が類似のものと比較して劣るにもかかわらず優良と告げられた。 ○ 根拠もなく商品の品質等について公的機関から認定を受けているかのごとき説明を受けた。</p> <p>〈販売価格〉 ○ 「今だけ特別キャンペーン価格」と言いながら実際にはそれが通常価格であるような場合。 ○ 契約当時、違約金なしで解約できると説明を受けたが、販売店へ中途解約を申し出た際、高額な違約金を請求された。 ○ 「他所では高くつくが、うちなら低価格でできる」と言いながら実際にはそういった価格は存在しなかった。</p> <p>〈契約の締結を必要とする事情に関する事項〉 ○ 事実と反して、以下のようなことを告げること。 ・住宅リフォームで、「床下が腐っていてこのままでは家が倒れてしまう。床下換気扇の設置が必要。」 ・消火器の販売勧誘で「法律上一年おきに詰め替えの義務がある。」 ・布団の販売で、「このまま使い続けると病気が悪化する。」</p> <p>〈契約に関する事項で顧客等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの〉 ○ 「ご近所はみんなやっている。」と告げられて排水管の清掃等の勧誘をされた。 ○ あたかもマンションの管理会社と契約をしている業者であるかのように告げられた。 ○ 国家資格になると説明を受けて契約したが事実ではなかった。 ○ 車両の実際の走行距離が約 12 万キロメートルであったにもかかわらず、HP 上でも店舗内でも走行距離を 8 万キロメートルと表示して販売した。</p>	<p>★ 割賦販売法 35 条の 3 の 7 該当行為（通信販売、ネット通販を除く）</p> <p>○ 消費者契約法 第 4 条第 1 項第 1 号 ○ 特商法 第 6 条第 1 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 1 項、第 2 項 第 44 条第 1 項 第 52 条第 1 項</p>
	<p>② すべての消費者取引において、契約解除を妨げるため、別表 1 の事項について不実を告知すること</p>	<p>○ 契約解除の妨害には、クーリング・オフ、過量販売契約の撤回、不適正販売契約の意思表示の取り消しなど、購入者等が契約解除を法的にできる場合などの正当な行為の妨害を含む。</p>	<p>○ クーリング・オフを申し出た顧客に対して、以下のようなことを告げる。 ・「個人的な都合によるクーリング・オフは認められません。」 ・「違約金を支払ってもらう。これは法律で決まっている。」 ・「工事を既に始めたので解除できない。」</p>	<p>★ 割賦販売法 35 条の 3 の 7 該当行為（店舗販売、通信販売、ネット通販を除く） ○ 特商法</p>

<p>(画面表示：不実告知：解除妨害)</p>	<p>○ 加盟店が不実の告知をしていることを認識していなくても、告知内容が客観的に事実と異なっていると評価できる限り不実の告知に該当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「設置や工事が済んでおり、撤去費用がかかる。」</li> <li>・「クリーニング・オフは4日間である。」</li> <li>○ 未成年者契約を理由とする契約解除に対して、商品を使用しているので解除できないと拒否する。</li> <li>○ 通信販売の申込書面やネット通販における最終申込画面に表示されている電話番号に電話を掛けても一切繋がらない。</li> <li>○ 窓口担当者に用件を伝えて折り返しの連絡を依頼した後に一向にその連絡がないような場合</li> <li>○ 解約を申し出た顧客に対して解約を妨げるために、「定期購入になっているので、残りの分の代金を支払わなければ解約はできない」や「その商品は、いま使用を中止すると逆効果になる」と不実を告げる。</li> </ul>	<p>第6条第1項 第14条第1項 第21条第1項 第34条第1項、第2項 第44条第1項 第52条第1項</p>
<p>③ 連鎖販売取引において、勧誘に際して、又は解除を妨げるため、別表1の事項について不実告知を唆すこと (画面表示：不実告知：教唆)</p>	<p>○ 「勧誘」「契約解除」については、前項①、②を参照。 ○ 唆す行為と事実不告知、不実告知は時間的に同時又は近接したものであることを要しない。</p>	<p>○ 必ずしも収入が得られない可能性がある事など、不利益となることを故意に告げないように唆した。</p>	<p>○ 特商法 第38条第1項第4号 省令第31条第2号</p>

②断定的判断提供型

項 目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1)断定的判断の提供	<p>① 次のいずれかの行為を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての消費者取引において、勧誘をするに際し、財産上の利得に影響するものにつき、将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供し、消費者に当該告げられた内容を事実であると誤認をさせること</li> <li>・連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、その取引につき利益を生ずることが確実であると誤認させ、契約の締結について勧誘すること。</li> </ul> <p>(画面表示：断定的判断提供)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勧誘とは、「購入者等の契約締結の意思の形成に影響を与える行為」をいう。</li> <li>○ 「告げる」は、必ずしも口頭によることを必要とせず、書面や電子媒体など購入者等が実際に認識し得る方法による場合を含む。</li> <li>○ 「将来における変動が不確実な事項」の例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の目的となるもの(=物品、権利、役務その他のもの)の将来における価額</li> <li>・将来において当該消費者等が受け取るべき金額</li> <li>・連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、利益を生ずることが確実であること</li> </ul> </li> <li>○ 「断定的判断」については、「絶対に」「必ず」のようなフレーズを伴うか否かは問わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「印鑑で運勢が変わる、縁起がいい、金運が必ずよくなる等」断定的な判断を提供され契約させられた。</li> <li>○ サプリメントの説明で「使用すればバスタップ効果がある、6ヶ月間使用すれば効果が分かる、健康にも良い効果がある」と説明され契約したが、実際にはそのような効果はないことがわかった。</li> <li>○ 「今のままだと命を落とす、健康食品を飲んで効果が出るには7ヶ月から12ヶ月かかる」と言われた。</li> <li>○ 絶対血糖値が下がると説明されたのに効果がなく、強引に一年分の契約を勧められた。</li> <li>○ 省エネ機器の販売時の説明で、「必ず」毎月〇〇円電気代が安くなると言われたが、安くなっていない。</li> <li>○ ホームページに掲載して勧誘すれば何もしなくても毎月確実に利益が出ると言われた。</li> <li>○ パソコンを購入すれば月々5万円以上の収入になるといわれて教材をクレジットで購入したが、言われた金額の収入を稼ぐことができない。</li> <li>○ 近いうちにこの絵は必ず高騰して儲かるなどと言われた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 割賦販売法35条の3の7該当行為(通信販売、ネット通販を除く)</li> <li>○ 消費者契約法第4条第1項第2号</li> <li>○ 特商法第38条第1項第2号第56条第1項第2号</li> </ul>

③不告知型

項目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1) 重要事項の不告知	<p>① 次のいずれかの行為を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての消費者取引において、勧誘をするに際し、当該消費者に対して別表1の重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意又は重大な過失によって告げないこと</li> <li>特商法5類型において、勧誘に際して、別表1の項番1から項番5に関する事項について(特定継続的役務提供は項番1から項番6)、故意に事実を告げないこと (画面表示：重要事項不告知：勧誘)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勧誘とは、購入者等の契約締結の意思の形成に影響を与える行為をいう。</li> <li>○ 「故意」とは、「当該事実が当該購入者等の不利益となるものであることを知っており」、かつ、「当該購入者等が当該事実を認識していないことを知っていること」をいう。</li> <li>○ 「重大な過失」とは、僅かの注意をすれば容易に有害な結果を予見し、回避することができたのに、漫然と看過したというような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態をいう。</li> <li>○ 「故意に事実を告げない行為」をもって足り、相手方が錯誤に陥り、契約を締結し又は解除を行わなかったことは必要としない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゴルフ場の会員権を販売する際に会員が一人もいることを告げない。</li> <li>○ 床下換気扇の販売において、家の広さ等からして3台で十分であることを告げずに、10台を販売した。</li> <li>○ 期間限定の役務であったのにその説明が無く、契約後6カ月経過して、役務を受けられなくなってしまった。 (「重大な過失」が認められる事例)</li> <li>○ 隣地のマンション建設計画に関する説明会に事業者が参加可能な形で実施されていたり、隣地のマンション建設計画が近隣の不動産業者において共有されていたにもかかわらず、「日照良好」としてマンションを販売した。</li> </ul>	<p>★ 割賦販売法35条の3の7該当行為(通信販売、ネット通販を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者契約法第4条第2項</li> <li>○ 特商法第6条第2項第21条第2項第34条第1項、第2項第44条第2項第52条第1項</li> </ul>
	<p>② 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、契約解除を妨げるため、別表1の事項について、故意に事実を告げないこと (画面表示：重要事項不告知：解除妨害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約解除の妨害には、クーリング・オフなど購入者が契約解除を法的にできる場合などの正当な行為の妨害を含む。</li> <li>○ 「故意」「故意に事実を告げない行為」については、前項①を参照。○ 「解除を妨げる」とは、通常は、解除を申し出た相手に対してなされるが、先制攻撃的に解除妨害を行うこともあり得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統括者や一般連鎖販売業者の経営が破綻の危機に瀕しているにもかかわらず、その財産状況等を告げなかった。</li> <li>○ 業務提供誘引販売において、「雇用契約を結んだ以上、契約の解除はできない」等と言って契約解除を妨害した。</li> </ul>	<p>★ 割賦販売法35条の3の7該当行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特商法第34条第1項、第2項第52条第1項</li> </ul>
	<p>③ 連鎖販売取引において、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「勧誘」「契約解除」「故意」「故意に事</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特商法</li> </ul>

	<p>勧誘に際して、又は契約解除を妨げるため、別表1の事項について、故意に事実を告げないことを唆すること (画面表示：重要事項不告知：教唆)</p>	<p>実を告げない行為」については、前項①、②を参照。 ○ 唆す行為と事実不告知、不実告知は時間的に同時又は近接したものであることを要しない。</p>		<p>第38条第1項第4号 省令第31条第2号</p>
(2) その他の事項の不告知	<p>① 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供において、契約を締結させるため、勧誘に際して、別表1以外の事項について、故意に事実を告げないこと (画面表示：その他事項不告知：勧誘)</p>	<p>○ 勧誘とは、購入者等の契約締結の意思の形成に影響を与える行為をいう。 ○ 「故意」とは、「当該事実が当該購入者等の不利益となるものであることを知っており」、かつ、「当該購入者等が当該事実を認識していないことを知っていること」をいう。 ○ 「故意に事実を告げない行為」をもって足り、相手方が錯誤に陥り、契約を締結し又は解除を行わなかったことは必要としない。 ○ 契約の内容のみならず、当該契約に関連のある事項が幅広く対象となる。</p>	<p>○ 契約時に、営業権を他社に譲渡することが決定しており、当該商品の販売も打ち切りとなることが確定しているにもかかわらず、その事実を告げずに契約をするよう勧誘した。</p>	<p>○ 特商法 第7条第1項第2号 第22条第1項第2号 第46条第1項第2号</p>
	<p>② 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供において、申込みの撤回、契約の解除を妨げるため、別表1以外の事項について、故意に事実を告げないこと (画面表示：その他事項不告知：解除妨害)</p>	<p>○ 契約の内容のみならず、当該契約に関連のある事項が幅広く対象となる。 ○ 「故意」「故意に事実を告げない行為」については、前項①を参照。</p>	<p>○ 近日中に当該サロンが閉鎖されることが決定しているにもかかわらず、その事実を告げずに、駅前にあるサロンだから便利であると勧誘した。</p>	<p>○ 特商法 第7条第1項第3号 第22条第1項第3号 第46条第1項第3号</p>
(3) 勧誘目的の不告知による勧誘	<p>① 訪問販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、勧誘目的であることを告げずに、自宅等への訪問等による来訪要請、又はキャッチセールス等により、公衆の出入りする場所以外の場所において契約の締結について勧誘すること (画面表示：勧誘目的の不告知)</p>	<p>○ 「公衆の出入りする場所以外の場所」とは、不特定多数の一般人が自由に出入りしていない場所の意味である。 ○ 誘引した者に対し、公衆の出入りする場所で勧誘を始め、その後公衆の出入りしない場所で勧誘を行った場合でも該当する。</p>	<p>○ 勧誘目的を告げずに、事業者の事務所、ホテルの部屋や会議室、公共施設等の会議室等に誘引して勧誘すること。 ○ クリスマスプレゼントがあるからと電話で誘われ、会社に行ったら指輪を奨められた。</p>	<p>○ 特商法 第6条第4項 第34条第4項 第52条第3項</p>

<2> 困惑 類型

項 目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1) 困惑行為	<p>① すべての消費者取引において、契約を締結させるため、人を威迫し又は不安をあおって困惑させること (画面表示：威迫・困惑行為：勧誘)</p>	<p>○ 「威迫」とは脅迫に至らない程度の人に不安を生ぜしめるような行為をいい、威圧的な言動などがこれにあたる。</p> <p>○ 「困惑させる」とは、字義のとおり、困り戸惑わせることをいい、顧客が冷静な判断ができない程度に戸惑った状態などで、不退去・退去妨害などがこれにあたる。</p> <p>○ 勧誘に際して、購入者等からの退去すべき旨の意思表示に反して退去しないときは、不退去として威迫・困惑に該当するが、この場合の購入者等の意思表示については、以下のような間接的な表示も該当することに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「時間がありませんので」「いま取り込み中です」「これから出かけます」など時間的な余裕がない旨を消費者が告知した場合</li> <li>・「要らない」「結構です」「お断りします」と、消費者が契約を締結しない旨を明確に告知した場合</li> <li>・手振り身振りで「帰ってくれ」「契約を締結しない」という動作をして消費者が意思を表示した場合</li> </ul> <p>○ 勧誘に際して、購入者等の退去する旨の意思表示に反して退去させないときは、退去妨害・監禁として威迫・困惑に該当するが、この場合、物理的方法か心理的方法かを問わず、購入者等の一定の場所からの脱出を不可能もしくは著しく困難にする行為があれば該当し拘束時間の長短を問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が帰ろうとして部屋の出口に向かった場合や手振り身振りで「契約を締結しない」という動作をしながら消費者がイスから立ち上がった場合など口頭以外の手段により消費者が意思を表示した場合</li> </ul>	<p>(不退去)</p> <p>○ 午後9時に、販売業者の訪問を受け、今度は台所と洗面所の配管につけないといけなかったと言われたが、これ以上つけても効果がないので断ったが帰ってくれず、午後11時頃まで居座られ、買わないと帰らないと言われ精神的に疲れて契約した。</p> <p>○ 「家事(夕食の支度)があるので帰ってほしい」と告げたにもかかわらず、一向に退去せず、執拗な勧誘を受けた。</p> <p>○ 「買ってくれないと困る。」と声を荒げられて、誰もいないのでどうしてよいかわからなくなり、早く帰ってもらいたくて契約してしまった。</p> <p>(退去妨害・監禁)</p> <p>○ 周りを何人もの店員で囲まれ契約しなければ帰れないと思い契約した。</p> <p>○ 5～6人の男性が押し掛け、商品を取り付けてしまった後に、契約書に印を押すように強要され、無理やり押印させられた。</p>	<p>★ 割賦販売法35条の3の7該当行為（通信販売、ネット通販を除く）</p> <p>○ 消費者契約法 第4条第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号</p> <p>○ 特定商取引法 第6条第3項 第21条第3項 第34条第3項 第44条第3項 第52条第2項</p>

		<p>○ 勧誘に際して、勧誘することを告げずに、消費者が任意に退去することが困難であることを知りながら、その場所に同行し、その場所において消費者契約の締結について勧誘すること。</p> <p>○ 勧誘をするに際して、勧誘場所において消費者が契約を締結するか否かについて、事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにも関わらず、威迫する言動を交えて、連絡することを妨げること。</p> <p>○ 勧誘をするに際して、消費者が社会生活上の経験が乏しいことから、願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、契約の目的となるものが願望の実現に必要な旨を告げることがこれにあたる。</p> <p>○ 勧誘をするに際して、消費者が社会生活上の経験が乏しいことから、勧誘者に対して恋愛感情その他の行為の感情を抱き、かつ、勧誘者も消費者に同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ勧誘者との関係が破綻することになる旨を告げることがこれにあたる。</p> <p>○ 勧誘をするに際して、消費者が加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関し現在の生活の維持に過大な不安を抱いていること</p>	<p>(消費者を任意に退去困難な場所に同行し勧誘)</p> <p>○ 知人から観光に誘われ、その知人が勤める店の車に乗ったところ、観光目的地の途中で、知人が勤める店の展示会場に連れていかれた。腰椎ベルトを勧められ、その店の車で来ていたことから断れず、契約してしまった。</p> <p>(契約締結の相談を行うための連絡を威迫する言動を交えて妨害)</p> <p>○ ショッピングセンターで、ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーターの定期購入契約を勧められた。夫に相談したいと伝えたが、それはダメだと強引に契約を迫られ、やむなく契約した。</p> <p>(経験の不足による不安をあおる告知)</p> <p>○ 就活中の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げられ、契約した。</p> <p>○ 学生が、就職セミナーを運営する会社から、「就職活動セミナーをしている」と指定の場所への来訪を要請された。セミナー終了後「ここで入塾しなければ就職活動もうまくいかない。後悔する。」等と繰り返し告げられて勧誘されたため、当該学生は契約した。</p> <p>○ 幼児用教材の販売業者が、母親に、当該母親の子について「この子は想像力が足りない。学校の授業についていけなくなるかもしれない。」不安をあおる告知を行い、幼児用教材の勧誘を行ったことから、当該母親は契約した。</p> <p>(経験不足による行為の感情の誤信に乗じた破綻の告知)</p> <p>○ 日頃から同じ寮で生活しており同じサークルに所属する同郷の先輩から、簡単にもうかる投資システムがあるという話を持ちかけられ、「その投資をするためにはDVDを購入する必要があるが、すぐに元を取れてもうかる」などと勧誘された。その際に、先輩から、「DVDを買ってくれないなら、今までのように親しくはできない」と言われ、DVDを購入した。</p> <p>○ 消費者に対して、勧誘者が恋愛感情を抱かせた上、それを知りつつ「契約してくれないと、今までの関係を続けられない」と告げて、高額な宝石を売りつけた。</p> <p>(判断力の低下による不安をあおる告知)</p> <p>○ 物忘れが激しくなるなど加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ、「投資用マンションを持っていないければ定期収入がないため今のような生活を送ることは困難で</p>	
--	--	---	--	--

		<p>を知らず不安を感ず、契約しなければ現在の生活の維持が困難となる旨を告げることがこれにあたる。</p> <p>○ 勧誘をするに際し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安を感ず、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げることがこれにあたる。</p> <p>○ 勧誘をするに際し、消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部若しくは一部を実施し（義務内容の事前の実施）、又は当該消費者契約の目的物の現状を変更し、その実施又は変更前の原状の回復を消費者に利益の存する限度の清算著しく困難にすることがこれにあたる。</p> <p>○ 勧誘をするに際し、消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、調査、情報の提供、物品の調達その他の消費者契約の締結を目指した事業活動を実施し、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び事業活動の実施よ</p>	<p>ある」と告げて、当該消費者に高額なマンションを購入させた。</p> <p>(靈感等による知見を用いた告知)</p> <p>○ 運勢相談をしたところ、事業者から、「私は霊能力者であり、あなたの霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買わないと悪霊が去らない。」と言われ、50万円を支払った。</p> <p>(契約締結前の義務実施)</p> <p>○ さお竹屋が自宅のそばに来たので話をしたところ、契約をする前に事業者が庭の物干し台の位置を見ながらメジャーで必要な長さを測定し、それに合わせてさお竹を必要な寸法に切って代金を請求してきた。既にさお竹は自分に必要な寸法に切られてしまっているため断ることができずに代金を払ってしまった。</p> <p>○ ガソリンを入れようとガソリンスタンドに立ち寄ったところ、店員が「無料点検を実施しています」と言いながら、勝手にボンネットを開けてエンジンオイルも交換してしまった。断ることができず、エンジンオイルの費用を払ってしまった。</p> <p>(契約目的物の現状変更)</p> <p>○ 不用品の買取りのために訪問した業者に対し、査定してもらうために指輪やネックレスなどの貴金属を見せたところ、「切断しないと十分な査定ができない」と言われ、全ての貴金属を切断されてしまい、買取りに応じてしまった。</p> <p>(調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動の実施)</p> <p>○ 廃品回収の事業者が、消費者の求めに応じ4階の自宅まで上がってきた。消費者が廃品回収の値段を聞いて断ると、「わざわざ上の階まで来ているのにこのままでは帰れない。4階まで上がった分の手間賃を払え」と言われて契約を急かされたので契約してしまった。</p>	
--	--	--	--	--

		<p>り生じた損失の補償を請求する旨を告げることがこれにあたる。</p>	<p>(損失の補償を請求する旨を告げること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険の見直しをしようと思い、近所のファミレスにFPを派遣してもらった。ファミレスで3回会って食事しながら説明を受けた。食事代は事業者が支払った。提示された保険の見積額が高いので4回目の面会時に契約を断ると、「契約しないならこれまでの飲食代を支払え」と言われた。</li> <li>○ 不動産販売の勧誘で会ってほしいと言われてファミレスで3回会って食事しながら説明を受けた。食事代は事業者が支払った。不動産の見積額が高いので4回目の面会時に契約を断ると、飲食代の領収書を見せながら「契約してくれなければ大損だ」と言った。</li> </ul> <p>(その他の威迫・困惑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入墨を見せられ、怖くなって話を切り上げられなくなってしまった。</li> </ul>	
	<p>② すべての消費者取引において、契約解除を妨げるため、人を威迫・困惑させること (画面表示：威迫・困惑行為：解除妨害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「威迫」「困惑させる」については、前項①を参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クーリング・オフしたいと思って電話したところ、「残金を支払わないと現住所に住めなくしてやる。」と言われ、不安になってクーリング・オフの行使を思いとどまった。</li> <li>○ イベントに呼び出され宝石を購入させられ、クーリング・オフについても「しないよね」と脅しのよう言われた。</li> </ul>	<p>★ 割賦販売法35条の3の7該当行為（通信販売、ネット通販を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特商法第6条第3項</li> <li>第21条第3項</li> <li>第34条第3項</li> <li>第44条第3項</li> <li>第52条第2項</li> </ul>
	<p>③ 連鎖販売取引において、契約を締結されるため、又は、契約解除を妨げるため、威迫・困惑を唆すこと (画面表示：威迫・困惑行為：教唆)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「威迫」「困惑させる」については、前項①を参照。</li> <li>○ 唆す行為と威迫・困惑は時間的に同時又は近接したものであることを要しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特商法第38条第1項第4号</li> <li>省令第31条第3号</li> </ul>
<p>(2) その他の迷惑行為</p>	<p>① 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供において、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘し、又は訪問販売において、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと (画面表示：迷惑行為：勧誘)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「迷惑を覚えさせるような仕方」とは、客観的にみて相手方が迷惑を覚えるような言動であれば良く、実際に迷惑と覚えることは必要ではない。</li> <li>○ 「その他公共の場所」とは公園、公会堂や劇場、映画館、飲食店等が含まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正当な理由なく不適切な時間帯に（例えば午後9時から午前8時まで等）勧誘をすること。</li> <li>○ 時間帯には関係なく長時間の勧誘行為に至ること。</li> <li>○ 玄関先で、内容が近隣に聞こえるような大声で勧誘した。</li> <li>○ 路上において、消費者の身体・持ち物などを離さず勧誘を行い、勧誘に応じさせること。</li> <li>○ 路上において、消費者に執拗につきまとい勧誘に応じるよう求めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特商法第7条第1項第5号</li> <li>省令第7条第1号、第7号</li> <li>第22条第1項第5号</li> <li>省令第23条第1号</li> <li>第46条第1項第4号</li> <li>省令第39条第1号</li> </ul>

<p>② 特商法5 類型において、契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること (画面表示：迷惑行為：解除妨害)</p>	<p>○ 「迷惑を覚えさせるような仕方」については、前項①を参照。</p>		<p>○ 特商法 第7条第4号 省令第7条第1号 第22条第3号 省令第23条第1号 第38条第1項第4号 省令第31条第1号 第46条第3号 省令第39条第1号 第56条第1項第4号 省令第46条第1号</p>
---	---------------------------------------	--	--

<3> 行為規制違反 類型

項目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1) 氏名・勧誘目的等の不明示	① 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、勧誘に先立って、氏名又は名称、勧誘目的であること、商品・権利又は役務の種類を明らかにしないこと (画面表示：氏名等の明示違反)	○ 「勧誘に先立って」とは、「開口一番」又は「相手方と接触した際」であることに留意する。 ○ 「氏名又は名称」については、個人事業者の場合は、戸籍上の氏名又は商業登記簿に記載された商号、法人にあつては、登記簿上の名称であることを要する。 ○ 「商品・権利又は役務の種類」については、商品等の具体的イメージがわかるものでなくてはならない。	○ 「〇〇公団住宅センター」と名乗っていたが、調べたところ正規の名称は「株××商事」であった。 ○ 自宅に訪問され、開口一番に「近くで工事をやっているの、ついでに御宅の屋根を点検してあげましょう。」といわれ点検してもらった後で、住宅リフォームの勧誘を受けた。	○ 特商法 第7条第1項 第22条第1項 第38条第1項、第2項、第3項 第56条第1項
(2) 契約拒否者への再勧誘	① 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対して、再勧誘すること (画面表示：契約拒否者への再勧誘)	○ 同一会社の他の勧誘員が勧誘を行なうことも、「勧誘拒否者への勧誘」に該当する。 ○ 「迷惑を覚えさせるような仕方」とは、客観的にみて相手方が迷惑を覚えるような方法であれば良く、実際に迷惑と感ずることは必要ではない。	○ 消費者が商品購入を断ったため、一旦退去したが、翌日再度訪問して勧誘した。	○ 特商法 第7条第1項 第22条第1項 第38条第1項第3号、第2項、第3項 第56条第1項第3号
(3) 不備広告	① 通信販売、業務提供誘引販売取引において、故意に別表2に定める広告記載事項の全部または一部を表示しないこと(法令に基づいて省略する場合を除く。) (画面表示：不備広告)	○ 広告の方法の如何は問わない。カタログ等のダイレクトメール、テレビ放映、折込チラシ、インターネット上のHP(オークション含む)、電子メールも広告に含まれる。 ○ 「法令に基づいて省略する場合」とは、「請求により、遅滞なく、書面により交付又は電磁的記録により提供する旨を表示することで広告表示を省略できる事項を省略する場合」をいい、具体的な省略可否条件は別表3参照。	(送料に関する事例) ○ 消費者が負担する送料について、「送料実費」など金額を表示していない場合。 ○ 商品により送料が異なる場合で、「〇〇運輸〇〇円」など最低金額を表示し、最高金額を表示していない場合。  (売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項及び、引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に、販売業者の責任についての定めに関する事例) ○ 「商品に欠陥が無い場合の返品についてはその都度ご相談に応じます。」など具体的このような場合に返品に応じるか不明確な場合。	○ 特商法 第14条第1項 第56条第1項
(4) 誇大広告	① 通信販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引において、商品の種類、商品の性能、役務の内容、申込の撤回等について、著しく事実と相違する表示をし、又は	○ 「著しく事実と相違する表示」「実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示」とは、社会一般に許容される程度を超える事実の相違や、商品の性能等が実際のものよりも優良等であると誤認させる表示をいう。	○ インターネットを利用した通信販売等において「データの更新日」を明示しないことにより、既に新型ではなくなっている商品に「最新機種」等の表示を行った場合。 ○ 「この製品は、経済産業省認定」等の表示のほか、事業者についての認定等(例えば、「当社は、経済産業省認定事業者」の表示、オンライントラストマークの不正表示等)、事業についての認定等(例えば「経済産業省認定事業」等の表示)と事実とは異なり表示した場合。	○ 特商法 第14条第1項 第38条第1項、第2項、第3項 第46条第1項 第56条第1項

	<p>実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をすること (画面表示：誇大広告)</p>	<p>○ 「社会一般に許容される程度」については、例えば「一般消費者が広告に書いてあることと事実との相違を知っていれば、当該契約に誘い込まれることはない」等の場合は、該当すると考えられる。 ○ 偽ブランド商品を正規品として販売している場合は、本類型ではなく、「詐欺的商法等」に該当する。</p>	<p>○ 連鎖販売取引において、入会金1万円のほかに再販売するためには、商品を購入しなければならないにもかかわらず、「このビジネスを始めるために必要な負担は、1万円のみ」といった広告表示をした場合。 ○ 業務提供誘引販売取引において、確実に収入が得られる保証がないにもかかわらず、「月収〇〇万円は、確実なので、それで商品購入の支払は大丈夫」等の広告表示をした場合。</p>	
<p>(5) 不承諾広告メール</p>	<p>① 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をすること (画面表示：不承諾広告メール)</p> <p>② 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、電子情報処理組織、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面等の方法により、電子メール広告の承諾を得、又は請求を受ける場合に、顧客の電子計算機の操作、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入等が電子メール広告の承諾又は請求となることを顧客に容易に認識できるように表示していないこと</p>		<p>○ 膨大な画面をスクロールしないと広告メールの送信についての承諾の表示にたどり着かず、かつ画面の途中で小さい文字で記述されているなど、消費者がよほどの注意を払わない限りは見落としやすく、広告メールの送信について承諾をしたことになってしまう場合。 ○ 関連サイトについて単に姉妹サイト一覧と表示されているのみで、クリックしないとどのようなサイトが消費者に認識できず、かつ関連サイトのアドレスから想定される内容が実際の内容とは全く異なっており、いわゆるアダルトサイトなど、表示からは想定されないようなところからの広告メールの送信を承諾したことになってしまう場合。 ○ メール広告の提供を受けない旨の意思表示の方法として、膨大な画面をスクロールしないと当該表示にたどり着けない、文中に紛れ込んでおり他の文章との見分けがつかないなど、消費者がよほどの注意を払わない限りは、認識できないような表示となっている場合。</p>	<p>○ 特商法 第14条第1項 省令第16条第2項 第1号、第2号 第38条第1項、第2項、 第3項 省令第31条第9号、 第10号 第56条第1項</p>

	(画面表示:不承諾広告メール)			
	③ 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引において、電子メール広告の委託にかかる規制の違反者に対して、電子メール広告の承諾・請求等の業務を一括して委託すること (画面表示:不承諾広告メール)			
(6) 意に反する通信販売申込みをさせる広告等	① 通信販売の電子契約において、電子契約に係る電子計算機の操作の際に、容易に確認し訂正できるようにしていないこと (画面表示:通販注意広告違反)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申込みの最終段階の画面上において、申込み内容が表示されず、これを確認するための手段（「注文内容を確認」などのボタン設定や、「ブラウザの戻るボタンで前に戻ることができる」旨の説明）も提供されていない場合。</li> <li>○ 申込みの最終段階の画面上において、訂正するための手段（「変更」などのボタン設定や、「ブラウザの戻るボタンで前に戻ることができる」旨の説明）が提供されていない場合。</li> <li>○ 申込みの内容として、あらかじめ（申込者が自分で変更しない限りは）、同一商品を複数申し込むように設定してあるなど、一般的には想定されない設定がなされており、よほど注意していない限り、申込み内容を認識しないままに申し込んでしまうようになっている場合。</li> </ul>	○ 特商法第14条第1項第2号 省令第16条第1項第1号、第2号、第3号
(6)-2 特定申込表示不備	① 通信販売又はネット通販において、故意に別表4に定める特定申込に係る表示事項の全部または一部を表示しないこと（広告部分等を該当箇所又はリンク先として参照している場合は除く。） (画面表示:特定申込表示不備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「特定申込」とは、①販売業者等が作成した所定の様式に沿って消費者が注文内容を記入し、通信販売の契約の申込みや、②販売業者等が電子計算機の映像面に表示する手続きに従って顧客が行う申込をいう。</li> <li>○ 広告部分等を該当箇所又はリンク先として参照する場合は、消費者が明確に認識できることを前提とする。</li> <li>○ 「故意」とは、「当該事実が当該購入者等の不利益となるものであるとことを</li> </ul>		○ 特商法第14条第1項

		<p>知っており、」かつ「当該購入者等が当該事実を認識していないことを知っていること」をいう。</p>		
	<p>② 通信販売又はネット通販において、特定申込の際に消費者を誤認させるような表示をすること (画面表示：特定申込表示不備)</p>	<p>○ 「消費者を誤認させるような表示」とは、表示事項の表示それ自体並びにこれらが記載されている表示の位置、形式、大きさ、色調等及び特定の文言等の表示のみからではなく、他の表示と組み合わせで見た表示の内容全体から消費者が受ける印象・認識により総合的に判断する。</p>	<p>○ 「プレゼント」「初回無料」等を強調し、有償の契約又は定期購入契約であること及びその具体的内容の表示については、「プレゼント」「初回無料」等の文字から離れた箇所に、それと比較して小さな文字でしか記載していないもの。</p> <p>○ ネット通販において、最終的な申込みにあたるボタン上では、「購入(注文、申込)」等の用語ではなく、「送信する」「次に」等といった、申込みが完了するということを容易に認識できないもの。</p> <p>○ ネット通販において、一部の表示事項を申込みを確定させるボタンから更に離れた箇所に表示。</p>	
<p>(7) 書面の不交付</p>	<p>① すべての消費者取引において、故意に法令に基づく書面を交付しないこと、若しくは故意に虚偽記載書面、記載不備書面を交付すること、又は書面の不交付(連鎖販売取引に限る。)を唆すこと (画面表示：書面の不交付)</p>	<p>○ 勧誘の状況により、重要事項の不告知、クーリング・オフの妨害に該当する場合があることに留意</p>	<p>○ 書面はもらったがクーリング・オフに関する記載がない。</p>	<p>○ 特商法 第7条 第22条 第38条 第38条第1条第4号 省令第31条第4号 第46条 第56条</p>

< 4 > 不適正内容の契約 類型

項目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1) 過量販売 (次々販売)	① すべての消費者取引において、正当な理由なく、日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買等の契約の締結を勧誘すること。 (画面表示: 過量販売(次々販売))	○ 1回の契約での過量販売はもちろんのこと、複数回の契約での合計が過量になる場合、及び既に過量となっていることを知ってさらに販売する場合も含む。	○ 販売店のパート勤務者が、展示会での売り上げを上げる為に着物を購入することを要求され、次々と購入をさせられた。 ○ 化粧品を販売するに際し、必要以上の化粧品を購入させられた。	○ 消費者契約法 第4条第4項 ○ 特商法 第7条第1項第4号 省令第6条の3 第22条第1項第4号
(2) 判断力不足に乗じた勧誘	① 特商法5類型において、若年者、老人その他の者の判断力の不足に乗じて、契約を締結させること。 (画面表示: 判断力不足での勧誘)	○ 「判断力の不足」している者としては、若年者、老人のほかに未成年者、精神障害者、知的障害者及び認知障害が認められる者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等が一般的には該当する可能性がある。	○ メンズエステ店にて女性従業員が、軽度の知的障害の会員へ判断力不足に乗じて、高額なサービス契約を過剰に締結させた。 ○ うつ状態にある消費者に対し、うつ予防に効果があると説明し、高額なパワーストーンを購入するよう勧誘した。 ○ 重度の認知障害が発生している者に対し、住宅リフォーム契約を強いる行為。	○ 特商法 第7条第1項第5号 省令第7条第2号 第22条第1項第5号 省令第23条第2号 第38条第1項第4号 省令第31条第5号 第46条第1項第4号 省令第39条第2号 第56条第1項第4号 省令第46条第2号
(3) 適合性に反する契約の勧誘	① 特商法5類型において、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして客観的に見て不相当と認められる契約の締結を勧誘すること (画面表示: 適合性に反する勧誘)	○ 商品等に関する知識や経験の不足につけ込む勧誘や、財産の状況に照らして不相当又は不要な支出を強いる契約の勧誘を行うことが該当する。	○ 収入は年金のみで預貯金もあまりない高齢者に対して、高額な不急の商品の契約を締結するよう勧誘する行為。 ○ 契約当初から生活保護を受けており、それを知らずながらグレードがもっとも高く高額な契約をさせた。 ○ アルバイト収入しかない若年者に対して、意に沿わない高額な自己啓発関連商品を購入するよう勧誘した。	○ 特商法 第7条第1項第5号 省令第7条第3号 第22条第1項第5号 省令第23条第3号 第38条第1項第4号 省令第31条第6号 第46条第1項第4号 省令第39条第3号 第56条第1項第4号 省令第46条第3号

<5> 不適正行為の要請 類型

項目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1) 不適正行為の要請	<p>① すべての消費者取引において、契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること (画面表示：虚偽申告の要請)</p>	<p>○ 与信判断に影響を及ぼす項目や属性等の重要事項について虚偽の記載をさせることで、顧客の信用能力についての情報（持家の有無、勤続年数、収入等）が中心であるが、特にこれに限定するものではない。 ○ 要請（強要）までいかないまでも、消費者を誘導等する行為も含む。</p>	<p>○ 「多めに書いた方が審査に通り易いから」と、実年収の倍「300万円」を契約書面に記入するよう要請された。 ○ 無職であるにもかかわらずパート・アルバイトに丸をつけるよう指示された。 ○ アルバイトで収入が年間50万円程度であるにもかかわらず、300万円と記載するよう販売員に言われて記載した。</p>	<p>○ 特商法 第7条第1項第5号 省令第7条第4号 第22条第1項第5号 省令第23条第4号 第38条第1項第4号 省令第31条第7号 第46条第1項第4号 省令第39条第4号 第56条第1項第4号 省令第46条第4号</p>
(2) 不適正団信契約	<p>① すべての消費者取引において、購入者の同意を得ることなく、団体信用生命保険の契約手続きをすること。 (画面表示：不適正団信契約)</p>	<p>○ 団信契約については、自主ルールにおいて、クレジット会社に対して、所定の説明書面の交付及び購入者の同意の取得を義務付けている点に留意する。</p>		<p>○ 特商法 第7条第1項第5号 省令第7条第5号</p>
(3) 契約解除等の妨害のための商品等の使用の強要	<p>① 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供において、商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。 (画面表示：商品等の使用の強要)</p>		<p>○ 不要と言っているのに、商品を開封して、開封してしまったから契約してもらわなければ困るといって、無理やり契約させられた。 ○ クーリング・オフを申し出た消費者に対し、試しに商品を使用してみようように勧め、その後、使用済みであることを理由に、契約に定めた金額を超える解約金を請求された。</p>	<p>○ 特商法 第7条第1項第5号 省令第7条第8号 第22条第1項第5号 省令第23条第6号 第46条第1項第4号 省令第39条第6号</p>

<6> 債務不履行 類型

項目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1) 履行拒否・遅延	<p>① すべての消費者取引において、契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること (画面表示: 履行拒否・遅延)</p>	<p>○ 「契約の解除によって生ずる債務」とは、販売業者等の原状回復義務であり、受領済の金銭の返還義務等がある。 ○ 「履行の拒否」は、契約相手方の請求に対して、明示的に拒否することはしないまでも、実態上「拒否」と認められる場合(契約の相手方の請求を聞こうとしない等)も含む。</p>	<p>○ エステの回数券を購入。その後店と連絡が取れなくなりサービスを受けることができなかった。 ○ 退会したい旨を販売店に告げ、中途解約金も販売店に支払済であり、中途解約の合意をしていたにもかかわらず、退会届を送ると言いながら、いつまで待っても送ってこない。 ○ クーリング・オフの行使が可能な場合に、その通知を出しているにもかかわらず、「クーリング・オフに応じられない」等と言って受領代金の返還を拒否したり、返金を不当に遅延させる。</p>	<p>○ 特商法 第7条第1項第1号 第14条第1項第1号 第22条第1項第1号 第38条第1項第1号 第46条第1項第1号、 第4号 省令第39条第7号 第56条第1項第1号</p>
(2) キャンセル未処理	<p>① すべての消費者取引において、売買契約等の取消・解除などのクレジット契約のキャンセル事由が発生したにも関わらず、故意にキャンセル処理を行わないこと、又は、立替金を精算しないこと (画面表示: キャンセル未処理)</p>			
(3) 残債未処理	<p>① すべての消費者取引において、加盟店が、顧客からクレジット代金の全部又は一部を受け取ったにもかかわらず、故意にクレジット会社に入金しないこと (画面表示: 残債未処理)</p>			
(4) 下取り未処理	<p>① すべての消費者取引において、他社のクレジット債務が残っている商品を下取りし、新たな商品等のクレジット契約を締結したにもかかわらず、故意に当該他社の残債処理をしないこと (画面表示: 下取り未処理)</p>			

(5) 相談拒否	① すべての消費者取引において、消費者からの問合せ、相談、苦情の受付自体を拒否すること (画面表示：相談拒否)		○ 「契約手続きが済んでいるので、クレジット会社に連絡してくれ」などと商品に関する相談にも応じない。	
(6) その他債務不履行	①すべての消費者取引において、「(1) 履行拒否・遅延」以外で、契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部を履行しないこと (画面表示：その他債務不履行)		○ 加盟店が倒産したことによって、商品または役務が提供されなかった。	

<7> 加盟店不正・詐欺的商法 類型

項目	行為の定義	判断基準等	具体的な事例	関係条文
(1) 不正なカード売上	① 加盟店（従業員含む）が、不正なカード利用であることを知りながら、カード売上を行うこと (画面表示：不正なカード売上)	○ 「不正なカード利用」には、有効な真正カードによるもの（紛失・盗難カード）、無効な真正カードによるもの（無効カード）、偽造カードによるものなどがあるが、その種類は問わない。		
(2) 名義冒用	① 加盟店（従業員含む）が、第三者の名義を無断で使用して、又は顧客が第三者の名義を無断で使用していることを知りながら、個別クレジット契約をすること (画面表示：名義冒用)	○ 「名義冒用」は、個別取引に限定であることに留意する。カード取引では「不正なカード売上」での登録となる。		
(3) その他の架空契約	① 加盟店（従業員含む）が、取引実態のない売買契約等に基づいて、クレジット契約をすること（名義冒用、名義貸しを除く。） (画面表示：架空契約)	○ 包括・個別の取引形態にかかわらず、該当した場合は、当該項目に登録する。	○ 立替払金の受領を目的に、従業員等が自ら当該加盟店との架空契約を締結した。	
(4) 名義貸し	① 加盟店（従業員含む）が、顧客の名義を借りて、又は顧客が第三者の名義を借りていることを知りながら、クレジット契約をすること (画面表示：名義貸し)	○ 「金融・換金商法」との違いは、加盟店が受領する立替払金の全部又は一部を顧客に支払うか否かにある。顧客に立替払金を支払っていない場合は、「名義貸し」に該当する。	○ 加盟店から、「支払いは、ウチがするから商品を買った事にしてほしい」と要請され、実際には架空の契約だが、クレジット契約を締結した。 ○ 販売担当者より「配偶者(主人)に内緒にする」事を前提に、配偶者の名義で契約するべく要請され、クレジット会社からの電話確認も販売担当者が対応した。	
(5) 伝票流用・名板貸し	① 加盟店（従業員含む）が、他店の売買等契約を、自店の契約として、クレジット契約をすること (画面表示：伝票流用・名板貸し)		○ 当該加盟店が取扱う商品ではないにもかかわらず、他社が行う自動車販売のために、当該加盟店のクレジット契約書を使用させて立替金の請求をした。	
(6) 金融・換金商法	① 加盟店（従業員含む）が、顧客と共謀のうえ、その立	○ 「名義貸し」との違いは、加盟店が受領する立替払金をの全部又は一部顧客に	○ 加盟店から、「支払いは、ウチがするから商品を買った事にしてほしい。その代り、立替払い金の一部を支払う」と要請され、クレジット	

	<p>替払金の全部、又は一部を当該顧客に支払うことを条件に、クレジット契約をすること (画面表示:金融・換金商法)</p>	<p>支払うか否かにある。顧客に立替払金を支払っている場合は、「金融・換金商法」に該当する。</p>	<p>契約を締結し、金額も受領した。 ○ 加盟店が、顧客と共謀し、架空の売上を計上し、その立替払金の一部を当該会員（消費者）に支払った。</p>	
<p>(7) 詐欺的商法・その他問題商法等</p>	<p>① 売買等契約又はクレジット契約により販売した権利に基づく役務の提供が、利用者等に対する詐欺又は詐欺的商法に当たること（逮捕、公的機関からの情報その他確度の高い情報に基づく場合に限る。） (他の登録項目に、該当する場合は除く) (画面表示：詐欺的商法等)</p>	<p>○ 「その他確度の高い情報」とは、例えば、日弁連、確定判決などが考えられる。 ○ なお、訴訟を起こされたのみでは、確度の高い情報に該当しない。</p>	<p>○ 出会い系サイトについて、さくらサイトとして詐欺で逮捕された。 ○ 偽ブランド品をブランド品と偽って販売したとして逮捕された。</p>	

別表1 販売方法別 重要事項一覧

	店頭販売	訪問販売	電話勧誘販売	連鎖販売取引	特定継続的役務提供	業務提供誘引販売取引	通信販売
1	商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類、商品の効能、商品の商標又は製造者名、商品の販売数量、商品の必要数量、役務又は権利に係る役務の効果	商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類、商品の効能、商品の商標又は製造者名、商品の販売数量、商品の必要数量、役務又は権利に係る役務の効果	商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類、商品の効能、商品の商標又は製造者名、商品の販売数量、商品の必要数量、役務又は権利に係る役務の効果	商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類、商品の効能、商品の商標又は製造者名、商品の販売数量、役務又は権利に係る役務の効果	役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあっては、当該権利に係る役務の効果）	商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容、商品の効能、商品の商標又は製造者名、商品の販売数量、商品の必要数量、役務又は権利に係る役務の効果	申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項
2	商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価	商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価	商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価	連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項	受領者等が購入する必要がある商品がある場合、商品の種類及び性能又は品質、商品の効能、商品の商標又は製造者名、商品の販売数量、商品の必要数量	業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項	契約の締結を必要とする事情に関する事項
3	商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法	商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法	商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法	契約の解除に関する事項	役務の対価又は権利の販売価格、その他受領者等が支払わなければならない金銭の額	契約の解除に関する事項	
4	商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期	商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期	商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期	その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項	上記の金銭の支払の時期及び方法	業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項	
5	申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項	申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項	申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項	その連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの	役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間	その業務提供誘引販売業に関する事項であって、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの	
6	契約の締結を必要とする事情に関する事項	契約の締結を必要とする事情に関する事項	契約の締結を必要とする事情に関する事項		契約の解除に関する事項		
7	当該契約に関する事項であって、顧客等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの	当該契約に関する事項であって、顧客等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの	当該契約に関する事項であって、顧客等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの		契約の締結を必要とする事情に関する事項		
8					当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であって、受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの		

別表2 広告記載事項一覧

通信販売	業務提供誘引販売
・ 販売価格（役務の対価）	・ 商品（役務）の種類
・ 送料（販売価格に含まれない場合）	・ 取引に伴う特定負担に関する事項
・ 販売価格、送料以外に、負担すべき金銭が有る場合はその内容及びその額	・ 業務の提供条件
・ 代金等の支払時期	・ 業務提供誘引販売業を行う者の氏名（名称）、住所、電話番号
・ 代金等の支払方法	・ 業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法によって広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者または業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名
・ 商品の引渡時期（権利の移転時期、役務提供時期）	
・ 申込期間がある場合はその内容	
・ 契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（返品の特約がある場合はその旨含む）	
・ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号	・ 商品名
・ 事業者が外国法人等であって、国内の営業所があるときはその住所等	・ 電子メールによる商業広告を送る場合には、業務提供誘引販売業を行う者の電子メールアドレス
・ 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に、販売業者の責任について定めがあるときには、その内容	
・ 事業者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該販売業者等の代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名	
・ いわゆるソフトウェアに係る取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境	
・ 契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件又は提供条件	
・ 販売数量の制限等特別の販売条件	
・ 省略事項の請求にかかる費用	
・ 電子メールで広告するときは、電子メールアドレス	

別表3 広告表示における省略可否基準一覧

表示事項		全部表示した時	全部表示しない時
・販売価格（役務の対価）		(上覧の条件を参照)	
・送料（販売価格に含まれない場合）			
・販売価格・送料以外に消費者の負担する金銭			
・代金等の支払時期	全部又は一部の前払い	×	○
	上記以外	○	○
・代金等の支払方法		○	○
・商品の引渡時期等	遅滞なく商品送付	○	○
	上記以外	×	○
・申込期間がある場合はその内容		×	×
・契約の申込の撤回又は解除に関する事項	返品特約があるときはその内容	×	×
	上記以外	○	○
・事業者の氏名等		○	○
・事業者が法人であって情報処理組織を使用する広告の場合に法人においては代表者氏名又は責任者名		○	○
・外国法人等の国内営業所があるときは住所等		○	○
・引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に、その不適合に関する販売業者の責任	責任を負わない	×	○
	上記以外	○	○
・ソフトウェアを使用するための動作環境		×	×
・契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件又は提供条件		×	×
・販売数量の制限等特別の販売条件		×	×
・省略事項の請求にかかる費用		×	×
・電子メールで広告するときは、電子メールアドレス		×	×

別表4 特定申込に係る表示事項

表示事項
・商品・権利・役務の分量
・販売価格・役務の対価
・代金等の支払時期
・代金等の支払方法
・商品の引渡時期等
・申込期間がある場合はその内容
・契約の申込みの撤回又は解除に関する事項